

証券コード 3372
2021年6月10日

株主のみなさまへ

大阪市西区西本町一丁目13番32号
株式会社 関門海
代表取締役社長 山口 久美子

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使の際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午後1時

2. 場 所 大阪市住吉区住吉二丁目9番89号
住吉大社吉祥殿1階「明石の間」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイト（<https://www.kanmonkai.co.jp/>）にてご案内をいたしますので、本株主総会当日にご来場をお考えの株主さまは、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第33期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 第33期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |

以 上

株主総会お土産の配付中止について

- ・ 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会のお土産配付は中止させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について

《株主の皆様へのお願い》

- ・ 感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠中の株主様におかれましては、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日はご着席いただけない場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会では、役員及び運営スタッフがマスク着用させていただきます。
- ・ ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 本総会当日に発熱や咳などの症状を有する体調不良と思われる方につきましては、入場のお断りをご提案する場合がございます。
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・ 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kanmonkai.co.jp/>）

【お知らせ】

第33期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、拡大防止のための対策として発出された緊急事態宣言や時短要請等により営業自粛や時短営業を余儀なくされ1年を通して厳しい状況が続きました。「玄品」店舗においては、10月より開催を行った40周年キャンペーンが好評であったことや「Go To」関連キャンペーン利用のお客様の積極的な誘致により店舗売上高は回復基調にありましたが1月に再発出された緊急事態宣言により再び厳しい状況となりました。しかしながら、急拡大した巣ごもり消費の需要に対応したデリバリーやテイクアウト販売のほか、著名通販事業者を介した通信販売などは飛躍的に増加しました。

当社グループの主力事業である「玄品」等の直営店舗の売上高は、1,848百万円（前期比49.6%減）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等により営業を自粛したことや営業再開後も各自治体の時短・人数制限要請に従い営業を行ったこと、お客様の外出自粛、宴会需要の減少及びインバウンドのお客様の激減等、当社グループの繁忙期と重なったこともあり著しく売上高は減少しました。なお、直営既存店売上高は1,724百万円（前期比49.1%減）、当連結会計年度末の「玄品」直営店舗数は、フランチャイズからの移管（1店舗）、閉店（3店舗）により47店舗（前期末比2店舗減）となっております。

「玄品」フランチャイズ事業におきましては、直営店舗と同様に新型コロナウイルス感染症の著しい影響により、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等によるフランチャイズ売上高は288百万円（前期比49.0%減）、フランチャイズ店舗における末端売上高は797百万円（前期比54.6%減）となり、当連結会計年度末の「玄品」フランチャイズ店舗数は直営への移

管（1店舗）、閉店（3店舗）により26店舗（前期末比4店舗減）となっております。

その他の業態の当連結会計年度末の店舗数は前連結会計年度末と変わらず1店舗、本部に係る売上高も含めた当連結会計年度の売上高は、その他の業態の店舗においても営業自粛を行ったこと等による減少はあったものの通販売上や外部への食材販売が増加したこと等により、497百万円（前期比109.0%増）と大幅に増加いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は、2,634百万円（前期比41.1%減）となりました。

利益面においては通販・外販等の売上高が飛躍的に向上したことによるコスト増加に伴い原価率が上昇したこともあり売上総利益は1,562百万円（前期比48.8%減）となりました。販売費及び一般管理費については徹底したコストの見直しに努めたほか本部費の圧縮などに加え、営業自粛要請等を受け行った臨時休業等に伴って発生した固定費（200百万円）を店舗臨時休業等関連損失へ振り替えたことにより2,102百万円（前期比35.0%減）となりました。以上の結果、営業損失は540百万円（前期は185百万円）、経常損失は、営業外収入として店舗の営業時間短縮等を行ったことによる各自治体からの感染拡大防止協力金等165百万円、農林水産省の制度を利用したことによる助成金収入等117百万円もあったことにより317百万円（前期は269百万円）となりました。また、特別利益として3月までに入金のあった雇用調整助成金88百万円等、特別損失として前述の店舗臨時休業等関連損失や店舗閉鎖損失39百万円、減損損失28百万円、事務所移転による固定資産除却損21百万円を計上したこと等や繰延税金資産の取崩し38百万円等により親会社株主に帰属する当期純損失は、570百万円（前期は478百万円）となりました。

また、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は17百万円であります。その主なものは、既存店舗の改装・改修等であります。

③ 資金調達状況

当連結会計年度において新型コロナウイルス感染症の影響を受け運転資金を確保するため、短期借入金として900百万円、長期借入金として100百万円の調達を実施しました。また、第三者割当による新株予約権行使により215百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	4,725,991	4,557,373	4,472,773	2,634,818
経常利益又は経常損失(△)	125,071	82,536	△269,662	△317,814
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	34,680	3,840	△478,880	△570,230
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	2.95	0.32	△38.96	△44.21
総資産	3,937,080	4,146,176	3,883,065	4,423,422
純資産	865,470	1,068,254	689,622	336,224
1株当たり純資産額(円)	73.48	87.03	53.65	24.57

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高	3,240,852	1,761,284	1,640,221	1,492,835
経常利益又は経常損失(△)	111,553	117,932	△171,910	△516,614
当期純利益又は当期純損失(△)	28,236	32,489	△490,635	△567,688
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	2.40	2.72	△39.91	△44.02
総資産	3,841,856	4,241,580	3,739,928	4,269,778
純資産	859,027	1,091,517	702,518	353,387
1株当たり純資産額(円)	72.94	88.93	54.65	25.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年11月に会社分割により子会社へ事業を継承したため、2019年3月期以降は2018年3月期に比べて売上高が減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況等

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社宗國玄品ふぐ	8百万円	100%	「玄品」等の店舗運営管理、F C本部の運営等
関門海(上海)貿易有限公司	55百万円	100%	中国事業展開における食材調達等
KANMONKAI-SG PTE. LTD.	775千シンガポールドル	100%	とらふぐ料理店「玄品」のシンガポールでの展開
上海玄品餐飲管理有限公司	5百万人民元	20% (20%)	とらふぐ料理店「玄品」の中国での展開

- (注) 1. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
2. 上海玄品餐飲管理有限公司は、持分法適用関連会社であります。
3. 議決権の所有割合における()は間接所有割合で内数となっております。

③ 重要な組織再編等の状況

当社の連結子会社である「株式会社宗國玄品ふぐ」を存続会社、「株式会社東國玄品ふぐ」及び「株式会社西國玄品ふぐ」を消滅会社として、2020年4月1日付で吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

① 新型コロナウイルス感染症対策

当社は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公衆衛生知識の周知徹底及び感染症の正しい知識の教育、除菌マニュアル作成により感染リスクを抑え営業することにより、お客様と従業員の安全確保に尽力してまいります。

② 「玄品」ブランドの再構築

当社は、主力事業である「玄品」の事業モデルを見つめなおし、withコロナ、afterコロナの状況下においても事業価値を維持するため、顧客ニーズに柔軟に対応できる「商品」の取り入れや開発を行い、「従業員のサービス力向上」「心地よい店舗空間」を引き続き推し進め、将来的には「玄品」ブランドでより多くの食材を取扱い、当社の企業価値を向上させてまいります。

③ 収益性の向上

当社の重視する売上高営業利益率が低い要因としまして、閑散期である夏季の収益性悪化があげられます。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、売上高が減少したことにより大きく悪化しました。対策としまして、とらふぐを年間通じてお召し上がりいただくため、閑散期限定のメニュー提案や新たな商品開発、withコロナに向けたデリバリー販売や既存通販強化、新たな販路としての外販を積極的に推し進め、afterコロナに向けた海外旅行客の再誘致の強化等、来客数増加に向けた施策を実施するとともに、夏季や年間を通じて食される食材を積極的に取り入れてまいります。その一方で、本部の構造改革等によって本部に係るコストの最適化を徹底することにより、収益性の向上を図ってまいります。

④ 財務基盤の強化

当社の財務基盤は、新型コロナウイルス感染症の影響等による損失計上等により脆弱化しておりますが、資金需要に対応するため、各種補助金の活用を含めた資金調達や借入条件見直しを行うほか、更なる業績の改善、在庫の適正化等による営業キャッシュ・フローの確保等により財務基盤の強化に努めてまいります。

⑤ 人財育成

当社は、「人が資本の関門海」のテーマの基、全階層の従業員を対象にした人財育成に主眼を置き、商品知識、接客、マネジメント等の研修をコロナ禍に対応したウェブ研修にし、これまで以上の従業員満足度とお客様満足度の両立を念頭に人財育成の強化に努めてまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当連結会計年度において、主力事業である「とらふぐ料理」の繁忙期である冬季を含め1年を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受け、インバウンド旅行客や国内宴会需要の激減及び外出自粛等により売上高が著しく減少し2期連続で営業損失の計上に至りました。また、営業損失に加え、店舗閉鎖損失や事務所の移転による固定資産除却損の計上、繰延税金資産の取崩し等により親会社株主に帰属する当期純損失が拡大したことにより、契約時点での「シンジケートローン契約」及び「当座貸越契約」における財務制限条項にて定められた純資産を下回りました。営業損失の計上や財務制限条項への抵触により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していますが、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることから、営業損失の解消に関しては、新型コロナウイルス収束後は業績が回復する見込みであり、現在の状況においても、様々な助成金の活用、コスト管理の徹底・本部費の圧縮のほか、巣ごもり消費を念頭に置いたテイクアウトやデリバリー及び通信販売の強化による新規個人顧客の獲得にも成功しており、さらに新たな販路としてスーパーマーケット等の流通業界への販売も実施しアフターコロナにおいてもこれまで以上の損益を確保できるよう業績の改善を図ります。また、財務制限条項についても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと明確であるため、主要行を含め全行から猶予をいただいていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

- ① 「玄品」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営等
- ② 暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 大阪市西区北堀江二丁目3番3号
玄品本部 大阪府松原市三宅東一丁目8番7号
東京本部 東京都台東区上野二丁目1番6号 玄品上野5階

(注) 本社は、2021年4月1日をもって大阪市西区西本町一丁目13番32号に移転しております。

② 主要な子会社の事業所

株式会社宗國玄品ふぐ 本社 大阪市西区
関門海（上海）貿易有限公司 本社 中国上海市
KANMONKAI-SG PTE. LTD. 本社 シンガポール

(注) 「株式会社宗國玄品ふぐ」は、2021年4月1日をもって大阪府松原市に移転しております。

③ 当社グループ店舗

<直営店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数 (店)	都道府県名	店舗数 (店)
東日本地区	31	西日本地区	16
北海道	1	三重県	1
東京都	17	大阪府	11
神奈川県	5	兵庫県	2
千葉県	4	京都府	1
埼玉県	3	広島県	1
長野県	1		

海外店舗	シンガポール	1
------	--------	---

<フランチャイズ店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数 (店)	都道府県名	店舗数 (店)
東日本地区	14	西日本地区	11
宮城県	1	愛知県	1
東京都	6	大阪府	8
神奈川県	6	兵庫県	2
埼玉県	1		

海外店舗	中国 (上海市)	1
------	----------	---

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

139名

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	4名増	39.6歳	5.6年

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	912,500千円
株式会社紀陽銀行	825,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	500,000千円
株式会社商工組合中央金庫	400,000千円
株式会社三井住友銀行	300,000千円
株式会社高知銀行	200,000千円
株式会社京都銀行	100,000千円
株式会社滋賀銀行	87,500千円
株式会社阿波銀行	87,500千円
株式会社山陰合同銀行	75,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 24,000,000株

② 発行済株式の総数 13,596,833株
(自己株式302,067株を除く)

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は前事業年度末に比べ、752,000株増加しております。

③ 株主数 15,492名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社椿台	3,144,500株	23.13%
サントリー酒類株式会社	1,178,100株	8.66%
尾家産業株式会社	370,000株	2.72%
田原 久美子	239,500株	1.76%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	200,000株	1.47%
大澤 真一郎	90,000株	0.66%
関門海福株会	67,700株	0.50%
本多 正嗣	54,300株	0.40%
山口 旺子	51,950株	0.38%
山口 晴緒	51,950株	0.38%

- (注) 1. 当社は自己株式302,067株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式(302,067株)を控除して計算しております。
3. 2020年12月8日付で、第1位の株式会社椿台と第5位のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間で、株式会社椿台の保有株式200,000株を上限とする株式消費貸借契約を締結しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年12月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	213個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,130,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり15,000円
新株予約権の払込期日	2020年12月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 287円 (注)
新株予約権の行使期間	2020年12月25日から 2022年12月24日まで
発行時における調達予定資金の額	605,505,000円 (差引手取概算額)
割当先	第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に90個(900,000株)、M&Aグローバル・パートナーズ株式会社に50個(500,000株)、株式会社みらい知的財産技術研究所に40個(400,000株)、徳威国際発展有限公司、に33個(330,000株)、合計213個(2,130,000株)を割り当てております。

(注) 当社は、本新株予約権の割当日の6ヵ月後の応当日を経過した日以降、当社取締役会の決議（以下「行使価額修正決議」という。）により行使価額の修正を行うことができる。行使価額修正決議がなされた場合、行使価額は、当該行使価額修正決議日の翌取引日以降、当該行使価額修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。また、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正決議日の6ヵ月後の応当日を経過しなければ行うことができない。なお、当社は、行使価額修正決議により行使価額の修正を行った場合、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとする。ただし、修正後の行使価額が144円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口久美子	(株)椿台代表取締役 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役社長
専務取締役	本多正嗣	調達物流本部長
取締役	大村美智也	(株)宗國玄品ふぐ代表取締役副社長
取締役	松下義行	非破壊検査(株)顧問 関西国際大学学長特別補佐
常勤監査役	阿井公宗	
監査役	近藤行弘	弁護士 近藤行弘綜合法律事務所代表
監査役	小田利昭	公認会計士 公認会計士小田事務所代表 清稜監査法人代表社員 大阪広域水道企業団代表監査委員

- (注) 1. 代表取締役社長山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。
 2. 取締役松下義行氏は社外取締役であります。なお、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.(3)② 重要な子会社の状況等」（6ページ）に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずるこ

とのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ア. 取締役個々の報酬については、固定報酬を基本報酬として、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給するものとし、報酬審議会（代表取締役、専務取締役、社外取締役1名、社外有識者である顧問弁護士1名）に諮問の上、毎期の株主総会後の取締役会決議で決定する。

イ. 取締役個々に対する業績連動報酬については、事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

ウ. 取締役個々に対する非金銭報酬については、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るため、非金銭報酬としてストック・オプションの付与とし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

2) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度において、報酬審議会が整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断いたしました。

3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	29,340千円 (2,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,080千円 (2,880千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (3名)	36,420千円 (5,280千円)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）です。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2020年6月23日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1999年1月20日開催の第10期定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
3. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2004年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 取締役のストック・オプションの報酬限度額は、2008年2月28日開催の第19期定時株主総会において年額60,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は1名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松下義行氏は非破壊検査㈱の顧問及び関西国際大学学長特別補佐を兼職しております。なお、当社と非破壊検査㈱及び関西国際大学との間には、開示すべき関係はありません。

監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しております。なお、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員並びに大阪広域水道企業団の代表監査委員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人並びに大阪広域水道企業団との間には、開示すべき関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松下義行	取締役会における審議、報告に際して、長年に亘る大阪府警察においての高い見識と幅広い経験から、会社経営に対する危機管理等に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監査役	近藤行弘	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から、当社の監査体制の強化に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会13回中13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監査役	小田利昭	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から、経営の監視に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会13回中13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人やまぶき

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、当社及び子会社におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

当社代表取締役は、コンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、当社及び子会社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告をする。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人と取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案について審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も12回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

2) 監査役の職務執行

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に意見交換を行うことで、取締役の執行業務の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

3) 当社子会社における業務の適正の確保

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことでその営業活動及び決裁権限などを把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

4) 反社会的勢力排除

取引先との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組を継続的に実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
|----------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                    | <b>負 債 の 部</b>       |                    |
| <b>【流動資産】</b>  | <b>【3,395,291】</b> | <b>【流動負債】</b>        | <b>【3,352,553】</b> |
| 現金及び預金         | 1,396,250          | 買掛金                  | 201,275            |
| 売掛金            | 271,132            | 短期借入金                | 2,750,000          |
| 商品及び製品         | 1,147,242          | 1年内償還予定の社債           | 40,000             |
| 原材料及び貯蔵品       | 26,920             | 1年内返済予定の長期借入金        | 102,500            |
| 未収入金           | 424,753            | 未払金                  | 155,475            |
| その他            | 135,578            | 未払法人税等               | 10,534             |
| 貸倒引当金          | △6,585             | 賞与引当金                | 21,150             |
|                |                    | 株主優待引当金              | 22,125             |
|                |                    | その他                  | 49,492             |
| <b>【固定資産】</b>  | <b>【1,028,131】</b> | <b>【固定負債】</b>        | <b>【734,645】</b>   |
| (有形固定資産)       | (626,921)          | 社債                   | 60,000             |
| 建物及び構築物        | 551,646            | 長期借入金                | 635,000            |
| 機械装置及び運搬具      | 6,986              | その他                  | 39,645             |
| その他            | 68,288             | <b>負債合計</b>          | <b>4,087,198</b>   |
| (無形固定資産)       | (23,893)           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
| その他            | 23,893             | <b>【株主資本】</b>        | <b>【338,264】</b>   |
| (投資その他の資産)     | (377,316)          | 資本金                  | 1,157,257          |
| 投資有価証券         | 15,729             | 資本剰余金                | 479,595            |
| 差入保証金          | 346,471            | 利益剰余金                | △1,010,590         |
| その他            | 15,115             | 自己株式                 | △287,998           |
| <b>資産合計</b>    | <b>4,423,422</b>   | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | <b>【△4,170】</b>    |
|                |                    | 為替換算調整勘定             | △4,170             |
|                |                    | <b>【新株予約権】</b>       | <b>【2,130】</b>     |
|                |                    | <b>純資産合計</b>         | <b>336,224</b>     |
|                |                    | <b>負債・純資産合計</b>      | <b>4,423,422</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,634,818 |
| 売上原価            |         | 1,072,750 |
| 売上総利益           |         | 1,562,068 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,102,591 |
| 営業損失            |         | 540,523   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 101     |           |
| 受取地代家賃          | 3,300   |           |
| 助成金収入           | 283,212 |           |
| その他             | 13,992  | 300,606   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 31,670  |           |
| 社債利息            | 318     |           |
| 支払手数料           | 36,858  |           |
| その他             | 9,050   | 77,897    |
| 経常損失            |         | 317,814   |
| 特別利益            |         |           |
| 固定資産売却益         | 138     |           |
| 雇用調整助成金         | 88,972  | 89,111    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 21,374  |           |
| 店舗閉鎖損失          | 39,623  |           |
| 減損損失            | 28,032  |           |
| 店舗臨時休業等関連損失     | 200,074 |           |
| 事務所移転費用         | 6,521   | 295,627   |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 524,331   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 7,476   |           |
| 法人税等調整額         | 38,423  | 45,899    |
| 当期純損失           |         | 570,230   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 570,230   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |         |            |          |          |
|-------------------------------|-----------|---------|------------|----------|----------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計   |
| 2020年4月1日 期首残高                | 1,048,777 | 371,115 | △440,360   | △287,998 | 691,533  |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |         |            |          |          |
| 新株の発行                         | 108,480   | 108,480 |            |          | 216,961  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失           |           |         | △570,230   |          | △570,230 |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |         |            |          |          |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 108,480   | 108,480 | △570,230   | -        | △353,269 |
| 2021年3月31日 期末残高               | 1,157,257 | 479,595 | △1,010,590 | △287,998 | 338,264  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                              | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------------------|-----------|-----------|
|                               | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘    | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |           |           |
| 2020年4月1日 期首残高                | △2,444                | △2,444                       | 534       | 689,622   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                              |           |           |
| 新株の発行                         |                       |                              |           | 216,961   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失           |                       |                              |           | △570,230  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △1,725                | △1,725                       | 1,596     | △129      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △1,725                | △1,725                       | 1,596     | △353,398  |
| 2021年3月31日 期末残高               | △4,170                | △4,170                       | 2,130     | 336,224   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 3社                                                 |
| 連結子会社の名称 | ㈱宗國玄品ふぐ<br>関門海（上海）貿易有限公司<br>KANMONKAI-SG PTE. LTD. |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 持分法適用の関連会社数     | 1社           |
| 持分法適用の関連会社の名称   | 上海玄品餐飲管理有限公司 |
| 持分法適用手続に関する特記事項 |              |

上海玄品餐飲管理有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、連結子会社であった株式会社西國玄品ふぐ及び株式会社東國玄品ふぐは、連結子会社である株式会社宗國玄品ふぐを合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち関門海（上海）貿易有限公司及びKANMONKAI-SG PTE. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

商品及び製品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業



会計基準適用指針第28号（2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は15,498千円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 626,921千円

無形固定資産 23,893千円

(2) その他の情報

①算出方法

当社グループの店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失として認識しています。当該店舗固定資産の回収可能価額は、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいております。

②主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

- 1) 各店舗の将来収益予測
- 2) 各店舗の将来変動費比率予測
- 3) 各店舗の将来固定費予測

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に関連して、当連結会計年度末における当社グループの店舗固定資産の減損損失の認識の判定に係る回収可能価額の見積りには、当該感染症の収束時期における一定の仮定（2022年3月頃までは当該感染症の影響が残り、その後徐々に回復に向かい、インバウンドのお客様についても同様に回復して

いくと仮定)が採用されており、また、新型コロナウイルス感染症の収束後には顧客の需要が当該感染症の拡大以前と同水準に回復するという仮定に基づいております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローによって見積っております。当該見積りについては当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいており、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の推移がこの仮定と乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度において、減損損失28,032千円を計上しております。

**連結貸借対照表に関する注記**

|                |             |
|----------------|-------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,047,602千円 |
|----------------|-------------|

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 13,146,900株       | 752,000株         | 一株               | 13,898,900株      |

(注) 普通株式の増加は、当連結会計年度における新株予約権の行使によるものです。

### 2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 302,067株          | 一株               | 一株               | 302,067株         |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,440,500株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみ保有する方針であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援本部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援本部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(注) 2. 参照) また、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|--------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金   | 1,396,250  | 1,396,250 | —      |
| (2) 売掛金      | 271,132    | 271,132   | —      |
| (3) 差入保証金    | 7,679      | 6,148     | △1,531 |
| 資産計          | 1,675,062  | 1,673,530 | △1,531 |
| (1) 買掛金      | 201,275    | 201,275   | —      |
| (2) 短期借入金    | 2,750,000  | 2,750,000 | —      |
| (3) 未払金      | 155,475    | 155,475   | —      |
| (4) 長期借入金(※) | 737,500    | 732,621   | △4,878 |
| (5) 社債(※)    | 100,000    | 99,216    | △783   |
| 負債計          | 3,944,250  | 3,938,587 | △5,662 |

(※) (4)長期借入金及び(5)社債には、1年以内に返済予定又は償還予定のものを含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 15,729     |
| 差入保証金 | 338,791    |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 1,396,250 | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 271,132   | —       | —        | —    |
| 差入保証金  | —         | —       | 7,679    | —    |

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 社債    | 40,000  | 40,000      | 20,000      | —           | —           | —       |
| 長期借入金 | 102,500 | 195,000     | 195,000     | 145,000     | —           | 100,000 |

### 減損損失に関する注記

#### 減損損失を認識したグループ

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所                                                                      | 用 途 | 種 類           | 減 損 損 失 (千 円) |
|--------------------------------------------------------------------------|-----|---------------|---------------|
| 東京都 4 店舗<br>神奈川県 1 店舗<br>千葉県 1 店舗<br>長野県 1 店舗<br>沖縄県 1 店舗<br>シンガポール 1 店舗 | 店 舗 | 建 物 及 び 構 築 物 | 25,418        |
|                                                                          |     | そ の 他         | 2,614         |
| 合                                                                        |     | 計             | 28,032        |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率4.17%で割り引いて算定しております。

### 1株当たり情報に関する注記

|               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 24円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 44円21銭 |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額                | 科 目             | 金 額                |
|----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                    | <b>負 債 の 部</b>  |                    |
| <b>【流動資産】</b>  | <b>【3,199,677】</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>【3,183,746】</b> |
| 現金及び預金         | 1,293,091          | 買掛金             | 124,299            |
| 売掛金            | 250,191            | 短期借入金           | 2,750,000          |
| 商品及び製品         | 1,104,849          | 1年内償還予定の社債      | 40,000             |
| 原材料及び貯蔵品       | 12,638             | 1年内返済予定の長期借入金   | 102,500            |
| 前払費用           | 44,410             | リース債務           | 1,364              |
| 関係会社短期貸付金      | 890,018            | 未払金             | 59,470             |
| 未収入金           | 289,301            | 未払費用            | 724                |
| その他            | 33,558             | 未払法人税等          | 4,954              |
| 貸倒引当金          | △718,382           | 預り金             | 49,801             |
| <b>【固定資産】</b>  | <b>【1,070,101】</b> | 前受収益            | 12,137             |
| (有形固定資産)       | (626,921)          | 賞与引当金           | 4,500              |
| 建物             | 550,066            | 株主優待引当金         | 22,125             |
| 構築物            | 1,580              | その他             | 11,869             |
| 機械及び装置         | 6,986              | <b>【固定負債】</b>   | <b>【732,645】</b>   |
| 車両運搬具          | 0                  | 社債              | 60,000             |
| 工具、器具及び備品      | 67,576             | 長期借入金           | 635,000            |
| 建設仮勘定          | 712                | リース債務           | 464                |
| (無形固定資産)       | (23,893)           | 預り保証金           | 37,181             |
| 特許権            | 873                | <b>負債合計</b>     | <b>3,916,391</b>   |
| 商標権            | 12,817             | <b>純資産の部</b>    |                    |
| ソフトウェア         | 7,011              | <b>【株主資本】</b>   | <b>【351,256】</b>   |
| その他            | 3,190              | 資本金             | 1,157,257          |
| (投資その他の資産)     | (419,286)          | 資本剰余金           | 479,595            |
| 投資有価証券         | 4,150              | 資本準備金           | 479,595            |
| 関係会社株式         | 55,000             | 利益剰余金           | △997,598           |
| 出資金            | 380                | その他利益剰余金        | △997,598           |
| 長期前払費用         | 13,408             | 繰越利益剰余金         | △997,598           |
| 差入保証金          | 346,340            | 自己株式            | △287,998           |
| その他            | 8                  | <b>【新株予約権】</b>  | <b>【2,130】</b>     |
| <b>資産合計</b>    | <b>4,269,778</b>   | <b>純資産合計</b>    | <b>353,387</b>     |
|                |                    | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,269,778</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額         |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 1,492,835 |
| 売 上 原 価                     |         | 823,135   |
| 売 上 総 利 益                   |         | 669,700   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,246,107 |
| 営 業 損 失                     |         | 576,406   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 14      |           |
| 受 取 地 代 家 賃                 | 3,300   |           |
| 助 成 金 収 入                   | 117,746 |           |
| そ の 他                       | 11,705  | 132,765   |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 31,670  |           |
| 社 債 利 息                     | 318     |           |
| 支 払 手 数 料                   | 36,858  |           |
| そ の 他                       | 4,126   | 72,973    |
| 経 常 損 失                     |         | 516,614   |
| 特 別 利 益                     |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 138     |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 90,384  |           |
| 雇 用 調 整 助 成 金               | 4,548   | 95,072    |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 21,374  |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                 | 39,623  |           |
| 減 損 損 失                     | 26,924  |           |
| 店 舗 臨 時 休 業 等 関 連 損 失       | 16,883  |           |
| 事 務 所 移 転 費 用               | 6,521   | 111,328   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |         | 532,870   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,895   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 32,923  | 34,818    |
| 当 期 純 損 失                   |         | 567,688   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |               |                 |               |          |             |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------|---------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金       |               | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |          |             |
| 2020年4月1日 期首残高          | 1,048,777 | 371,115   | 371,115       | △429,909        | △429,909      | △287,998 | 701,984     |
| 事業年度中の変動額               |           |           |               |                 |               |          |             |
| 新株の発行                   | 108,480   | 108,480   | 108,480       |                 |               |          | 216,961     |
| 当期純損失                   |           |           |               | △567,688        | △567,688      |          | △567,688    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |               |                 |               |          |             |
| 事業年度中の変動額合計             | 108,480   | 108,480   | 108,480       | △567,688        | △567,688      | -        | △350,727    |
| 2021年3月31日 期末残高         | 1,157,257 | 479,595   | 479,595       | △997,598        | △997,598      | △287,998 | 351,256     |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計    |
|-------------------------|-------|----------|
| 2020年4月1日 期首残高          | 534   | 702,518  |
| 事業年度中の変動額               |       |          |
| 新株の発行                   |       | 216,961  |
| 当期純損失                   |       | △567,688 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 1,596 | 1,596    |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,596 | △349,131 |
| 2021年3月31日 期末残高         | 2,130 | 353,387  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 626,921千円

無形固定資産 23,893千円

## (2) その他の情報

### ①算出方法

当社グループの店舗固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失として認識しています。当該店舗固定資産の回収可能価額は、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいております。

### ②主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれております。

- 1) 各店舗の将来収益予測
- 2) 各店舗の将来変動費比率予測
- 3) 各店舗の将来固定費予測

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に関連して、当事業年度末における当社グループの店舗固定資産の減損損失の認識の判定に係る回収可能価額の見積りには、当該感染症の収束時期における一定の仮定（2022年3月頃までは当該感染症の影響が残り、その後徐々に回復に向かい、インバウンドのお客様についても同様に回復していくと仮定）が採用されており、また、新型コロナウイルス感染症の収束後には顧客の需要が当該感染症の拡大以前と同水準に回復するという仮定に基づいております。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローによって見積っております。当該見積りについては当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいており、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の推移がこの仮定と乖離した場合には、翌事業年度の計算書類において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において、減損損失26,924千円を計上しております。

## 貸借対照表に関する注記

- |                                            |             |
|--------------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                          | 2,024,305千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。 |             |
| 短期金銭債権                                     | 104,922千円   |
| 短期金銭債務                                     | 61,305千円    |

## 損益計算書に関する注記

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 | 1,070,652千円 |
|-----------|------------|-------------|

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 302,067株    | -株         | -株         | 302,067株   |

## 減損損失に関する注記

### 減損損失を認識したグループ

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所                   | 用 途 | 種 類       | 減 損 損 失 (千 円) |
|-----------------------|-----|-----------|---------------|
| 東京都 4 店舗<br>神奈川県 1 店舗 | 店 舗 | 建 物       | 24,972        |
| 千葉県 1 店舗<br>長野県 1 店舗  |     | 構 築 物     | 51            |
| 沖縄県 1 店舗              |     | 工具、器具及び備品 | 1,900         |
| 合                     |     | 計         | 26,924        |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率4.17%で割り引いて算定しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 減価償却超過額  | 11,626千円   |
| 繰越欠損金    | 209,341千円  |
| 貸倒引当金    | 219,681千円  |
| 未払事業税    | 2,209千円    |
| 賞与引当金    | 1,376千円    |
| 減損損失     | 25,415千円   |
| 資産除去債務   | 9,908千円    |
| 株主優待引当金  | 6,765千円    |
| その他      | 17,556千円   |
| 繰延税金資産小計 | 503,880千円  |
| 評価性引当額   | △503,880千円 |
| 繰延税金資産合計 | -千円        |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------|--------------------|-----------|-----------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株 宗 國<br>玄 品 ふ ぐ | 所有<br>直接100%       | 役員の兼任2名   | 店舗運営事業に係る収入(注2) | 1,067,540    | 売掛金           | 70,136       |
|     |                  |                    |           | 子会社債権の回収代行(注3)  | —            | 預り金           | 48,693       |
|     |                  |                    |           | 資金の貸付(注4)       | 890,018      | 関係会社<br>短期貸付金 | 890,018      |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。なお、店舗運営事業に係る収入の取引条件については、市場価格等を勘案したうえで、子会社と交渉の上決定しております。
2. 株宗國玄品ふぐへの店舗運営事業に係る収入の一部については、形式的には当社と第三者の取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社と株宗國玄品ふぐとの取引による金額が含まれております。
3. 当社が、当社の子会社である株宗國玄品ふぐの売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。
4. 株宗國玄品ふぐに対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 子会社への債権に対し、合計711,796千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計592,455千円の貸倒引当金繰入額及び90,384千円の関係会社事業損失引当金戻入額を計上しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

|               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 25円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 44円02銭 |

### 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 野 泰 久 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 江 口 二 郎 ⑩  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関門海の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが



含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められ

るかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 野 泰 久 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 江 口 二 郎 ⑩  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関門海の2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ

る場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

|               |      |
|---------------|------|
| 株式会社関門海       | 監査役会 |
| 常勤監査役 阿 井 公 宗 | ⓐ    |
| 社外監査役 近 藤 行 弘 | ⓑ    |
| 社外監査役 小 田 利 昭 | ⓒ    |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

本社ビル定期借家契約満了に伴い、業務効率の向上及び本部コスト削減のため、2021年6月25日をもって現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を、「大阪市」から「大阪府松原市」に変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                        | 変更案                            |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 第1条～第2条（条文省略）<br>（本店の所在地）   | 第1条～第2条（現行通り）<br>（本店の所在地）      |
| 第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。 | 第3条 当社は、本店を <u>大阪府松原市</u> に置く。 |
| 第4条～第37条（条文省略）              | 第4条～第37条（現行通り）                 |

#### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>（生年月日）                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やまぐちくみこ<br>山口久美子<br>(1972年3月21日生) | 1998年2月 (有)サンミート（現榊台）代表取締役（現任）<br>2012年11月 当社入社<br>2015年7月 当社執行役員C I 推進本部長兼商品・営業企画部長<br>2017年6月 当社取締役副社長<br>2017年7月 (株)西國玄品ふぐ取締役<br>2018年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2019年5月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役社長（現任）    | 239,500株   |
| 2     | おおむらみちや<br>大村美智也<br>(1966年1月11日生) | 1989年5月 当社入社<br>2004年6月 当社取締役（現任）<br>2008年2月 当社玄品ふぐ事業部長<br>2011年12月 当社営業本部長<br>2015年7月 当社商品・営業統括本部長<br>2017年7月 (株)西國玄品ふぐ代表取締役社長<br>2019年4月 (株)東國玄品ふぐ代表取締役社長<br>2019年5月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役副社長（現任） | 34,800株    |



| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | まつしたよしゆき<br>松下義行<br>(1944年8月28日生) | 1997年3月 大阪府警察 東警察署長<br>1998年3月 同第一方面本部長<br>1999年3月 同刑事部長<br>2001年2月 同警視監 大阪府警察退職<br>2001年3月 大阪府警察信用組合理事長<br>2001年4月 大阪市入札等監視委員会委員長<br>同事業見直し委員会委員<br>2001年9月 大阪証券取引所上場委員会委員長<br>2010年4月 非破壊検査(株)顧問 (現任)<br>2014年1月 関西国際大学学長特別補佐 (現任)<br>2016年6月 当社社外取締役 (現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松下義行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松下義行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 松下義行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る大阪府警察における幅広い経験に基づき、今後も、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
5. 当社は、松下義行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松下義行氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 候補者番号1の山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。
8. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役である近藤行弘氏及び小田利昭氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こん どう ゆき ひろ<br>近藤行弘<br>(1957年9月22日生) | 1991年4月 弁護士登録<br>1995年2月 近藤行弘綜合法律事務所開業<br>同事務所代表(現任)<br>2013年6月 当社社外監査役(現任)                                                                              | 一株         |
| 2     | お だ とし あき<br>小田利昭<br>(1958年8月30日生)   | 1989年10月 公認会計士登録<br>1991年9月 税理士登録<br>1991年10月 公認会計士小田事務所開業<br>同事務所代表(現任)<br>2003年7月 清稜監査法人代表社員(現任)<br>2013年6月 当社社外監査役(現任)<br>2019年8月 大阪広域水道企業団代表監査委員(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 近藤行弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただき、法律専門家としての見地から適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
5. 小田利昭氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務関連を中心に高い知識と幅広い経験をもっており、経営の監視や適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
6. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって取締役の総数が3名となるため、法令に定める取締役の員数を欠くことに備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

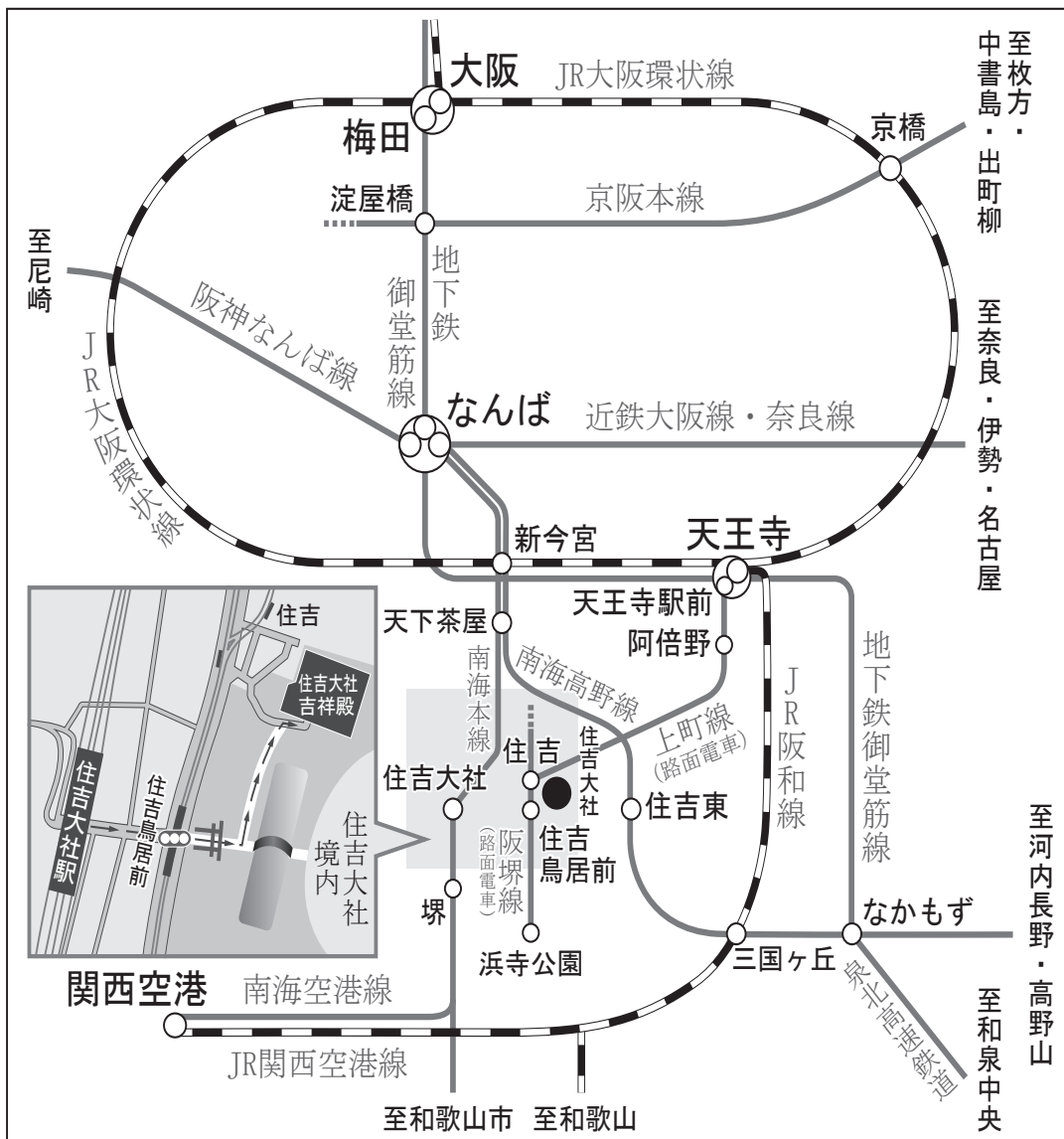
| ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ほんだしょうじ<br>本多正嗣<br>(1956年6月1日生) | 1999年11月 当社入社<br>2004年6月 当社監査役<br>2006年2月 当社取締役<br>2007年1月 当社商品調達・物流部長<br>2011年12月 当社調達物流本部長（現任）<br>2017年6月 当社専務取締役（現任） | 54,300株    |

- (注) 1. 本多正嗣氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本多正嗣氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任いたします。
3. 本多正嗣氏を補欠取締役候補者とした理由は、任期満了による退任ではありますが、万が一の員数を欠く緊急事態発生の際、15年余に亘る取締役経験により、即時対応可能であると判断したためです。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、同氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

以上

# 株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番89号  
住吉大社吉祥殿 1 階「明石の間」



- 交 通 ●南海電鉄 南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約3分  
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約5分  
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分
- 阪堺電気軌道（路面電車）  
阪堺線・上町線「住吉」駅から徒歩すぐ  
※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分

◎本株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。